

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十四号

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者に含めない職員)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年佐賀県条例第三十三号。以下「改正県職員給与条例」という。)(附則第三項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十二年佐賀県条例第三十四号。以下「改正学校職員給与条例」という。)(附則第二項の人事委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において改正県職員給与条例附則第三項又は改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員であつた者のうち、同日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第六項若しくは第十七条第一項後段又は改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第二十条第一項後段若しくは第二十二條第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次の各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)(以外の者とする。

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職

員

二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）の適用を受ける職員

三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第六号）の適用を受ける職員

四 国家公務員

五 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号。以下この条において「退職手当条例」という。）第七条第五項第二号に規定する地方公共団体等の職員

六 退職手当条例第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員

七 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十三条第一号に規定する退職派遣者

（端数計算）

第二条 改正県職員給与条例附則第三項又は改正学校職員給与条例附則第二項に規定する調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止）
2 平成二十一年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成二十一年佐賀県人事委員会規則第二十四号）は、廃止する。